

○警察本部長における個人情報の保護に関する法律施行規程
(令和5年3月31日沖縄県警察本部長告示第1号)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年沖縄県条例第54号)の規定に基づく警察本部長における個人情報の保護については、知事における個人情報の保護に関する規則(令和5年沖縄県規則第41号)の規定の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止)
- 2 警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成18年3月31日沖縄県警察本部長告示第2号)は、廃止する。